

1) 更新施設のコンセプト

基本的な考え方

ごみ処理施設は、都市に必要不可欠な公共施設でありながら、NIMBY（忌避施設）として、市街地に隣接する用地で建設する場合、近隣住民の理解が得られにくいという課題がある。

本組合が次期更新炉を建設するにあたっては、環境への負荷を少なくすることはもちろんのこと、地域新電力事業にも取り組み、地域の防災拠点や環境問題のシンボルとして、建設することで、これまでのネガティブイメージを払拭し、人が生活するためにはごみ処理場が必要、だから敬遠ばかりしないで、みんなで一緒に環境問題について、よく考えていこうというメッセージを発していく施設とする。

また、脱炭素社会の構築に向け、その象徴となる再生可能エネルギー設備の導入や施設の省エネ化、また、カーボンリサイクルなど、将来的な地域循環共生圏の構築に寄与する施設となり、そこを拠点とした地球温暖化防止に向けた環境教育の場として情報発信していくものとする。

嫌悪施設



福祉型施設

沿革～現在の施設

昭和38年 組合設立  
 昭和39年 1・2号炉完成  
 昭和48年 3・4号炉完成  
 平成 3年 5号炉完成  
 平成15年 現施設(1・2号炉)完成  
 平成25年 5号炉休止

泉北クリーンセンター  
 土地面積：42,407.38㎡  
 竣工：平成15年3月25日  
 処理能力：150ト×2炉  
 発電能力：9,300kW

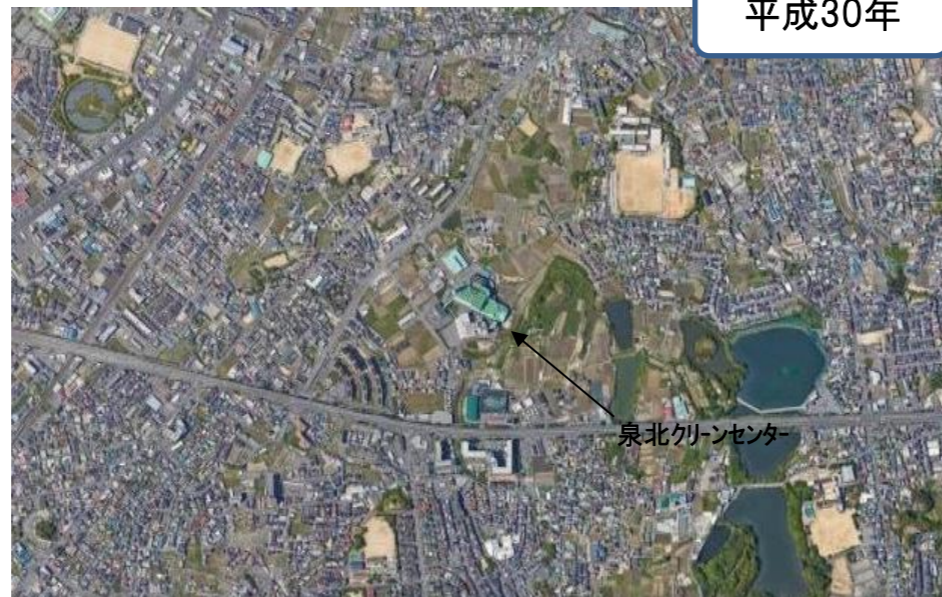
組合市人口：317,828人  
 ごみ排出量：90,761ト

2) 更新炉建設用地等の方向性

昭和48年



平成30年



現有地の状況

本組合は昭和39年から一般廃棄物処理施設の供用を開始し、泉大津市・和泉市・高石市の構成3市で、この間、地域の公衆衛生の向上から、公害問題と生活環境の保全、そして、循環型社会の構築という、日本の廃棄物行政の歴史とともに、安全で快適なまちづくりを目指して一般廃棄物処理施設の整備に取り組んできた。

これまでの更新事業は、現有地での建替更新により施設整備を進めてきたが、施設周辺の開発により施設を取り巻く環境は激変し、**現有地での建替事業には、地元合意、アクセスの多様化、建設費の増大など、課題が多いこと、また、敷地面積が小さく、ごみ処理を継続しながらの施設建設が極めて困難である**ことから、新たな候補地による更新が必須となる可能性が高い。

これらを踏まえ、基本構想においては、基本的に移転を想定したものとし、現時点での候補地の状況をもとに、用地選定の手法について、整理するものとする。

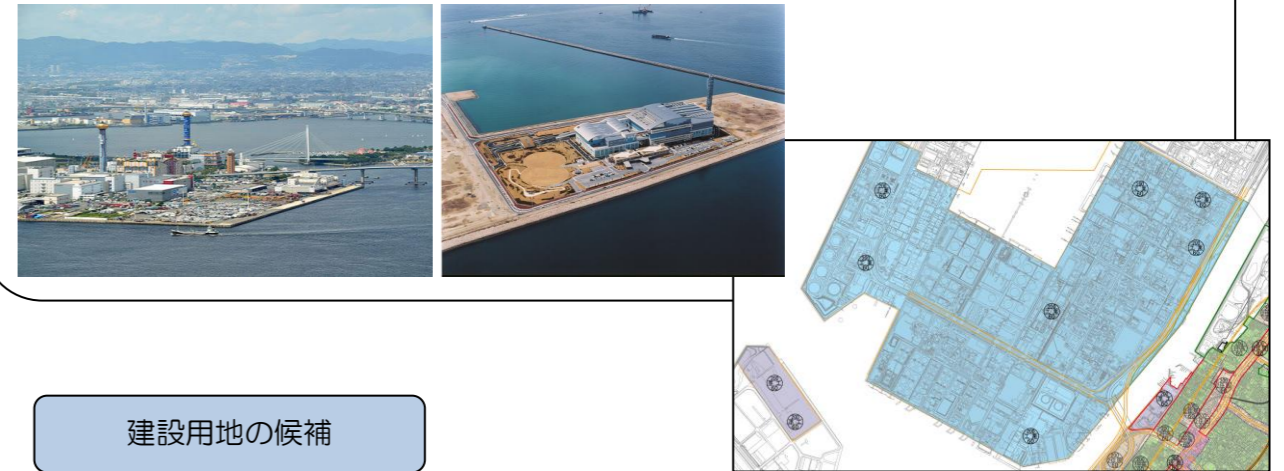
大阪府内における動向

<大阪広域環境施設組合>

大阪市、八尾市、松原市、守口市で構成する一部事務組合において、広域化の拡大が進められ、臨海部に舞洲工場、住之江工場を建設するなど、臨海部の工場を活用する流れ。

<岸和田市貝塚市クリーンセンター>

本組合と同時期に建設された、岸和田市、貝塚市で構成する一部事務組合において、市街地での建設が難しく、臨海部で建設されている。



建設用地の候補

候補地	臨海部（泉大津市ほか）	山間部（和泉市）	臨海部（高石市）
面積	60,000㎡	60,000㎡	70,000㎡以上
土地利用	工業用地	民有地	工業用地
特徴	利用計画が公表 必要面積の確保が可能	大規模な造成が必要 合意形成に課題	企業撤退による遊休地 必要面積の確保が可能

新たな建設用地

<求められる要件>

- (1)必要面積の確保
- (2)アクセスの簡素化
- (3)建設費の縮減
- (4)エネルギー等の需要

国の考え方

一般的に廃棄物処理施設は、一度整備されると30年程度稼働しており、施設整備のタイミングで、その後の長期的な地域の廃棄物処理システムの方向性が決まってしまうため、どのような施設を整備するか十分に検討することが必要としている。

**※構想段階での土地の設定が重要**

用地による優位性

※市街地以外の用地（臨海部）の優位性

<用地により生まれるメリット>

- (1)必要面積の確保（安定稼働に必要な面積）
- (2)アクセスの簡素化（立地条件の優位）
- (3)建設費の縮減（民間プラントの設計思想）
- (4)エネルギー等の需要（周辺環境）
- (5)ランニングコストの縮減（整備工事の効率化）

